



山形県公報

令和2年1月21日(火)
第73号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……23
- 同……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 地域森林計画の公表……………(森林ノミクス推進課) ……24
- 地域森林計画の変更の公表……………(同) ……同

公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……29
- 平成30年度会計対象財政的援助団体等の監査結果の公表……………(同) ……31

告 示

山形県告示第31号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和2年1月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|--------------------|---------------------------------|---------|-------------|
| 株式会社なの花介護サービス | 株式会社なの花介護サービス 上山市長清水二丁目5番16号 | 訪 問 介 護 | 令和元. 12. 31 |

山形県告示第32号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和2年1月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|--------------------|-----------------------------------|---------|-------------|
| 特定非営利活動法人あいあい | あいあい訪問介護事業所 米沢市門東町二丁目7番21号-102 | 訪 問 介 護 | 令和 2. 1. 15 |

山形県告示第33号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により最上村山森林計画区の地域森林計画をたてたので、当該地域森林計画書の写しを農林水産部森林ノミクス推進課及び当該森林計画区を所管する総合支庁の産業経済部森林整備課において縦覧に供する。

令和2年1月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第34号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により置賜森林計画区及び庄内森林計画区の地域森林計画を変更したので、当該変更に係る地域森林計画書の写しを農林水産部森林ノミクス推進課及び当該森林計画区を所管する総合支庁の産業経済部森林整備課において縦覧に供する。

令和2年1月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和2年1月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称 | 所在地 | 規格 | | 公募戸数 | 区分 | 家賃 | | | | 摘要 | | | |
|------------------|--------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|--|--|--|--------|--|--|-----|
| | | 住宅形式 | 1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル | | | 収入が 104,000円 以下の者 | 収入が 104,000円 を超え 123,000円 以下の者 | 収入が 123,000円 を超え 139,000円 以下の者 | 収入が 139,000円 を超え 158,000円 以下の者 | | 収入が 158,000円 を超え 186,000円 以下の者 | 収入が 186,000円 を超え 214,000円 以下の者 | |
| 県営鈴川第2ア パート1号 | 山形市鈴川町三 丁目18-48 | 3K | 44.4 | 1 | 一般用 | 11,900 | 13,800 | 15,700 | 17,800 | 19,800 | 19,800 | 3月分 の家賃 に相当 する額 | 単身可 |
| 同 | 同 | 同 | 44.4 | 2 | 同 | 11,900 | 13,800 | 15,700 | 17,800 | 19,800 | 19,800 | | 同 |
| 同 | 同 18-51 | 同 | 44.4 | 2 | 同 | 12,300 | 14,300 | 16,300 | 18,400 | 19,200 | 19,200 | | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 44.4 | 1 | 同 | 12,300 | 14,300 | 16,300 | 18,400 | 19,200 | 19,200 | | 同 |
| 同 | 同 17-25 | 同 | 44.4 | 1 | 同 | 12,100 | 14,000 | 16,000 | 18,100 | 19,800 | 19,800 | | 同 |
| 同 | 同 17-22 | 同 | 44.4 | 2 | 同 | 12,100 | 14,000 | 16,000 | 18,100 | 19,800 | 19,800 | | 同 |
| 同 | 同 17-17 | 同 | 44.4 | 1 | 同 | 12,300 | 14,300 | 16,300 | 18,400 | 19,200 | 19,200 | | 同 |
| 同 五十鈴アパ ート1号 | 同 大野目二 丁目2-52 | 同 | 51.2 | 2 | 同 | 14,600 | 16,900 | 19,300 | 21,700 | 24,900 | 26,400 | | 同 |
| 同 | 同 2-50 | 同 | 51.2 | 1 | 同 | 14,600 | 16,900 | 19,300 | 21,700 | 24,900 | 26,400 | | 同 |
| 同 | 同 2-46 | 同 | 51.2 | 2 | 同 | 14,600 | 16,900 | 19,300 | 21,700 | 24,900 | 26,400 | | 同 |
| 同 馬見ヶ崎ア パート1号 | 同 円心寺町 21-27 | 3DK | 59.3 | 1 | 同 | 17,800 | 20,500 | 23,500 | 26,500 | 30,300 | 34,900 | | 同 |
| 同 | 同 21-26 | 同 | 59.3 | 1 | 同 | 17,800 | 20,500 | 23,500 | 26,500 | 30,300 | 34,900 | | 同 |
| 同 桜町アパー ト1号 | 同 桜町四丁 目12-16 | 同 | 58.4 | 2 | 同 | 18,600 | 21,500 | 24,600 | 27,800 | 31,700 | 36,600 | | 同 |
| 同 | 同 | 4DK | 71.5 | 1 | 同 | 22,800 | 26,400 | 30,200 | 34,000 | 38,900 | 44,900 | | 同 |

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|----------------------|-----|------|---|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 宮町アパー ト1号 | 同 宮町二丁 目8-23 | 3DK | 66.5 | 1 | 同 | 22,100 | 25,500 | 29,200 | 32,900 | 37,600 | 43,400 | 单身可 |
| 同 | 同 | 同 | 66.5 | 1 | 同 | 22,100 | 25,500 | 29,200 | 32,900 | 37,600 | 43,400 | |
| 同 深町アパー ト1号 | 同 深町一丁 目7-39 | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 22,300 | 25,700 | 29,400 | 33,200 | 38,000 | 43,800 | |
| 同 2号 | 同 7-37 | 同 | 62.6 | 1 | 同 | 22,100 | 25,500 | 29,100 | 32,800 | 37,500 | 43,300 | |
| 同 土屋倉アパ ト1号 | 同 山市美咲町二 丁目3 | 同 | 51.8 | 1 | 同 | 12,500 | 14,500 | 16,600 | 18,700 | 21,400 | 24,700 | |
| 同 2号 | 同 | 同 | 51.8 | 1 | 同 | 12,700 | 14,600 | 16,800 | 18,900 | 21,600 | 24,900 | |
| 同 3号 | 同 | 同 | 53.7 | 2 | 同 | 13,600 | 15,700 | 18,000 | 20,300 | 23,200 | 26,700 | |
| 同 鷲ヶ袋アパ ト1号 | 同 旭町二丁 目7-1 | 同 | 54.6 | 1 | 同 | 13,200 | 15,200 | 17,400 | 19,600 | 22,400 | 25,900 | 单身可 |
| 同 | 同 | 同 | 54.6 | 1 | 同 | 13,200 | 15,200 | 17,400 | 19,600 | 22,400 | 25,900 | |
| 同 長清水アパ ト8号 | 同 長清水一 丁目10-18 | 同 | 70.1 | 1 | 特定目的用 (高齢者専用) | 22,800 | 26,300 | 30,100 | 33,900 | 38,800 | 44,800 | |
| 同 日光アパー ト3号 | 同 天童市北久野本 四丁目14-3 | 2DK | 55.5 | 1 | 同 | 19,300 | 22,300 | 25,500 | 28,800 | 32,900 | 38,000 | 单身可 |
| 同 4号 | 同 14-4 | 3DK | 62.9 | 1 | 一般用 | 22,200 | 25,600 | 29,300 | 33,000 | 37,800 | 43,600 | |
| 同 5号 | 同 17-5 | 同 | 62.9 | 1 | 同 | 22,300 | 25,800 | 29,500 | 33,200 | 38,000 | 43,800 | |
| 同 長岡アパー ト1号 | 同 中里一丁 目2-1 | 同 | 75.9 | 1 | 同 | 27,500 | 31,700 | 36,300 | 40,900 | 46,800 | 54,000 | |
| 同 交り江アパ ト2号 | 同 交り江五 丁目10-2 | 同 | 62.8 | 1 | 同 | 17,100 | 19,700 | 22,500 | 25,400 | 29,000 | 33,500 | |
| 同 天童駅西ア パー ト1号 | 同 駅西二丁 目2-27 | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 19,000 | 22,000 | 25,100 | 28,300 | 32,400 | 37,400 | |

| | | | | | | | | | | | | |
|------------------|-------------------------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 | 同 | 同 | 61.0 | 1 | 同 | 18,100 | 20,900 | 23,900 | 26,900 | 30,800 | 35,500 | |
| 同 近江アパー ト1号 | 東村山郡山辺町 近江1-1 | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 19,100 | 22,100 | 25,300 | 28,500 | 32,600 | 37,600 | |
| 同 2号 | 同 | 同 | 64.6 | 1 | 同 | 19,500 | 22,500 | 25,800 | 29,100 | 33,200 | 38,300 | |
| 同 3号 | 同 | 同 | 64.6 | 1 | 同 | 19,500 | 22,500 | 25,800 | 29,100 | 33,200 | 38,300 | |
| 同 長崎アパー ト | 中山町 同 大字長崎8035- 205 | 同 | 62.8 | 1 | 同 | 16,800 | 19,400 | 22,100 | 25,000 | 28,600 | 33,000 | |
| 同 南寒河江ア パート2号 | 寒河江市大字高 屋字西浦100- 5 | 同 | 64.2 | 2 | 同 | 17,500 | 20,200 | 23,100 | 26,100 | 29,800 | 34,400 | |
| 同 塩水アパー ト1号 | 同 寒 河江字塩水46- 1 | 同 | 70.7 | 1 | 同 | 23,500 | 27,100 | 31,000 | 35,000 | 40,000 | 46,200 | |
| 同 谷地アパー ト1号 | 西村山郡河北町 谷地荒町東一丁 目4-1 | 同 | 59.3 | 1 | 同 | 14,500 | 16,800 | 19,200 | 21,700 | 24,800 | 28,600 | 单身可 |
| 同 楯岡アパー ト | 村山市楯岡笛田 四丁目6-23 | 同 | 54.6 | 3 | 同 | 12,600 | 14,600 | 16,700 | 18,800 | 21,500 | 24,800 | 同 |
| 同 楯岡中町ア パート | 同 楯岡中町 5-1 | 同 | 63.7 | 1 | 同 | 19,900 | 22,900 | 26,200 | 29,600 | 33,800 | 39,000 | |
| 同 東根中央ア パート1号 | 東根市中央四丁 目3-2 | 同 | 62.6 | 1 | 同 | 18,600 | 21,500 | 24,600 | 27,800 | 31,700 | 36,600 | |
| 同 2号 | 同 | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 19,400 | 22,400 | 25,600 | 28,900 | 33,000 | 38,100 | |
| 同 尾花沢アパ ート | 尾花沢市新町一 丁目9-36 | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 19,500 | 22,600 | 25,800 | 29,100 | 33,300 | 38,400 | |
| 同 | 同 | 同 | 62.6 | 3 | 同 | 19,000 | 22,000 | 25,200 | 28,400 | 32,400 | 37,400 | |
| 同 大石田アパ ート | 北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157 | 同 | 59.4 | 3 | 同 | 14,200 | 16,400 | 18,800 | 21,200 | 24,200 | 28,000 | 单身可 |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和2年2月1日から同月7日までの午前10時から午後6時まで（月曜日を除く。）
ただし、郵送の場合は、令和2年2月7日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階
 県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 令和2年3月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和元年11月及び同年12月に実施した令和元年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

令和2年1月21日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 小 | 野 | 幸 | 作 |
| 山形県監査委員 | 木 | 村 | 忠 | 三 |
| 山形県監査委員 | 武 | 田 | 一 | 夫 |
| 山形県監査委員 | 海 | 老 | 名 | 信 |
| | | | | 乃 |

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関31箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関 | 実 施 年 月 日 | 担 当 監 査 委 員 | |
|-----------------|------------|-------------|-------|
| こども医療療育センター庄内支所 | 令和元年11月18日 | 小野委員 | 海老名委員 |
| 知的障がい者更生相談所庄内支所 | 令和元年11月18日 | 小野委員 | 海老名委員 |
| 庄内総合高等学校 | 令和元年11月18日 | 小野委員 | 海老名委員 |
| 産業技術短期大学校庄内校 | 令和元年11月18日 | 木村委員 | 武田委員 |
| 庄内職業能力開発センター | 令和元年11月18日 | 木村委員 | 武田委員 |
| 酒田光陵高等学校 | 令和元年11月18日 | 木村委員 | 武田委員 |
| 庄内食肉衛生検査所 | 令和元年11月22日 | 武田委員 | 海老名委員 |
| 酒田西高等学校 | 令和元年11月22日 | 武田委員 | 海老名委員 |
| 鶴岡養護学校 | 令和元年11月22日 | 武田委員 | 海老名委員 |
| 鶴岡中央高等学校 | 令和元年11月27日 | 武田委員 | — |
| 遊佐高等学校 | 令和元年11月27日 | 武田委員 | — |
| 鶴岡警察署 | 令和元年11月27日 | 武田委員 | — |
| 消防学校 | 令和元年12月4日 | 小野委員 | 海老名委員 |
| 工業技術センター庄内試験場 | 令和元年12月4日 | 小野委員 | 海老名委員 |
| 庄内空港事務所 | 令和元年12月4日 | 小野委員 | 海老名委員 |
| やまなみ学園 | 令和元年12月12日 | 海老名委員 | — |

| | | | |
|-----------------|------------|-------|-------|
| 飯 豊 少 年 自 然 の 家 | 令和元年12月12日 | 海老名委員 | — |
| 小 国 高 等 学 校 | 令和元年12月12日 | 海老名委員 | — |
| 水 産 試 験 場 | 令和元年12月19日 | 小野委員 | — |
| 鶴 岡 工 業 高 等 学 校 | 令和元年12月19日 | 小野委員 | — |
| 加 茂 水 産 高 等 学 校 | 令和元年12月19日 | 小野委員 | — |
| 米 沢 工 業 高 等 学 校 | 令和元年12月19日 | 木村委員 | 海老名委員 |
| 置 賜 農 業 高 等 学 校 | 令和元年12月19日 | 木村委員 | 海老名委員 |
| 長 井 工 業 高 等 学 校 | 令和元年12月19日 | 木村委員 | 海老名委員 |
| 庄 内 児 童 相 談 所 | 令和元年12月23日 | 武田委員 | 海老名委員 |
| 鶴 岡 乳 児 院 | 令和元年12月23日 | 武田委員 | 海老名委員 |
| 庄 内 教 育 事 務 所 | 令和元年12月23日 | 武田委員 | 海老名委員 |
| 酒 田 特 別 支 援 学 校 | 令和元年12月23日 | 武田委員 | 海老名委員 |
| 米 沢 商 業 高 等 学 校 | 令和元年12月24日 | 海老名委員 | — |
| 南 陽 高 等 学 校 | 令和元年12月24日 | 海老名委員 | — |
| 荒 砥 高 等 学 校 | 令和元年12月24日 | 海老名委員 | — |

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 消防学校

(イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないものがある。

(内容)

指定物品の購入について、権限が委任されていないにもかかわらず公所長が執行しているもの 1件

品名 高所降下用救命装置

取得金額 2,430,000円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 支出

(イ) 請求書の代表印が無いにもかかわらず、支払をしているものがある。(庄内教育事務所)

(ロ) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数ある。(加茂水産高等学校、米沢商業高等学校)

(ハ) 期末手当及び勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するものがある。(酒田特別支援学校)

ロ その他

(イ) 前年度会計の監査において指摘又は注意された事項以外の指導事項について、改善を行っていないものがある。(鶴岡工業高等学校)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和元年11月に実施した平成30年度会計対象財政的援助団体等の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年1月21日

山形県監査委員 小 野 幸 作
 山形県監査委員 木 村 忠 三
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

1 公益財団法人やまがた教育振興財団

監査実施年月日 令和元年11月14日

担当監査委員 小野 幸作

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額 | 基本財産の状況 | 団 体 の 目 的 |
|-------------|---|--|
| 10,000,000円 | 基本財産の現在額 30,000,000円 県の出資割合 33.3% | 教員を目指す有為な学生の支援及び教員養成等に関する調査研究事業を行い、もって山形県の教育振興に寄与する。 |

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

2 公益財団法人山形県生涯学習文化財団

監査実施年月日 令和元年11月14日

担当監査委員 小野 幸作

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額 | 基本財産の状況 | 団 体 の 目 的 |
|----------------|--|---|
| 3,082,085,566円 | 基本財産の現在額 3,140,178,875円 県の出資割合 98.2% | 県民の自発的な生涯学習及び文化活動並びに男女共同参画社会の形成促進を総合的に支援し、これらの活動を基盤とした生涯設計、社会生活の創造、地域文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化を担う人材の育成に資する。 |

ロ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

| 管 理 施 設 名 | 平成30年度管理経費等 | 指 定 期 間 | 業 務 の 内 容 |
|---------------|-------------|-----------------------------|-------------------------------|
| 山形県生涯学習センター | 94,488,463円 | 平成27年4月1日 ～ 令和2年3月31日 | 生涯学習センターの施設等の維持管理及び運営に関する業務 |
| 山形県男女共同参画センター | 29,839,000円 | 平成27年4月1日 ～ 令和2年3月31日 | 男女共同参画センターの施設等の維持管理及び運営に関する業務 |
| 山形県郷土館及び県政史緑地 | 97,861,000円 | 平成29年4月1日 ～ 令和4年3月31日 | 郷土館及び県政史緑地の施設等の維持管理及び運営に関する業務 |

ハ 補助等に係るもののお納その他の事務の執行状況

| 補助等の名称 | 補助等対象事業費 | 補助等の金額 | 補助等の目的 |
|-----------------------|------------|------------|----------------------------|
| 山形県明るい長寿社会づくり推進事業費補助金 | 9,207,892円 | 9,207,892円 | 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業に対し補助する。 |

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

3 公益財団法人山形県臓器移植推進機構

監査実施年月日 令和元年11月14日

担当監査委員 小野 幸作

(1) 監査事項

イ 出資している法人のお納その他の事務の執行状況

| 県の出資額 | 基本財産の状況 | 団 体 の 目 的 |
|--------------|--|---|
| 164,911,502円 | 基本財産の現在額 224,443,823円 県の出資割合 73.5% | 臓器移植に関する知識の普及啓発を行うとともに、医療機関の移植体制及び臓器移植が円滑に行われるための支援を行うことにより、臓器移植の推進を図り、もって県民の医療の向上及び福祉の増進に寄与する。 |

(2) 監査の結果

イ 指摘事項

収入事務が適切でないものがある。

(内容)

募金を受け入れているにもかかわらず、財務規程第7条(2)に定められている現金出納帳について、作成されていないもの

4 社会福祉法人山形県社会福祉事業団

監査実施年月日 令和元年11月14日

担当監査委員 木村 忠三、武田 一夫

(1) 監査事項

イ 出資している法人のお納その他の事務の執行状況

| 県の出資額 | 基本財産の状況 | 団 体 の 目 的 |
|-------------|--|--|
| 10,000,000円 | 基本財産の現在額 10,000,000円 県の出資割合 100% | 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行う。 |

ロ 公の施設の指定管理者のお納その他の事務の執行状況

| 管 理 施 設 名 | 平成30年度管理経費等 | 指 定 期 間 | 業 務 の 内 容 |
|-----------|-------------|-----------------------------|---------------------------|
| 山形県立泉荘 | 74,525,000円 | 平成28年4月1日 ～ 令和3年3月31日 | 山形県立泉荘の施設等の維持管理及び運営に関する業務 |

ハ 補助等に係るもののお納その他の事務の執行状況

| 補助等の名称 | 補助等対象事業費 | 補助等の金額 | 補助等の目的 |
|--------------------------------|----------------|----------------|---|
| 山形県社会福祉事業団 運営費補助金 | 147,291,814円 | 52,572,130円 | 事業団の健全な運営を確保するために要する経費に対し補助する。 |
| 移譲社会福祉施設機能 強化等支援事業費補助 金 | 981,383,630円 | 981,383,630円 | 事業団に移譲した県立社会福祉施設の機能見直し及び事業団の自主経営の円滑化のために要する経費に対し補助する。 |
| 山形県社会福祉事業団 施設整備支援事業費補 助金 | 1,470,546,933円 | 1,470,546,000円 | 事業団に移譲した老朽化が著しい県立障がい者施設について、その改築に要する経費に対し補助する。 |

(2) 監査の結果

イ 注意事項

支出事務が適切でないものがある。

(内容)

山形県社会福祉事業団施設整備支援事業費補助金の障害者支援施設移転改築工事に係る中間前払金の支出について、請求書を受理しているにもかかわらず、建設工事請負契約約款に規定されている支払期限内に支払われていないもの

5 公益財団法人山形大学産業研究所

監査実施年月日 令和元年11月14日

担当監査委員 木村 忠三、武田 一夫

(1) 監査事項

イ 出資している法人のお納その他の事務の執行状況

| 県の出資額 | 基本財産の状況 | 団 体 の 目 的 |
|-------------|--|--|
| 26,500,000円 | 基本財産の現在額 104,530,000円 県の出資割合 25.4% | 産・学・官の緊密な連携の下に、山形県内における工業技術に関する研究・振興を図り、もって地域社会の科学技術・産業の向上発展に寄与する。 |

(2) 監査の結果

イ 注意事項

総会、理事会の運営等が不適切なものがある。

(内容)

決算額が当初の予算額を超過しているにもかかわらず、補正予算書の作成及び理事会の承認の手続きを行っていないもの

6 公益財団法人山形県水産振興協会

監査実施年月日 令和元年11月14日

担当監査委員 小野 幸作

(1) 監査事項

イ 出資している法人のお納その他の事務の執行状況

| 県の出資額 | 基本財産の状況 | 団 体 の 目 的 |
|--------------|--|---|
| 107,500,000円 | 基本財産の現在額 199,000,000円 県の出資割合 54.0% | 漁業資源として必要な魚類や貝類などの放流用種苗等を生産、供給し、本県の栽培漁業及び内水面漁業の振興、「つくり育て、とる漁業」の推進に寄与する。 |

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

7 公益社団法人山形県畜産協会

監査実施年月日 令和元年11月14日

担当監査委員 木村 忠三、武田 一夫

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額 | 基本財産の状況 | 団体の目的 |
|--------------|--|---|
| 146,500,000円 | 基本財産の現在額 333,420,000円 県の出資割合 43.9% | 畜産農家の経営改善、畜産物価格の安定、家畜畜産物の衛生対策と自衛防疫の向上に関する事業を行い、畜産の振興と畜産経営の健全な発展及び消費者への安全・安心で良質な畜産物の安定供給に寄与する。 |

ロ 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

| 補助等の名称 | 補助等対象事業費 | 補助等の金額 | 補助等の目的 |
|---------------------------|-------------|-------------|---------------------------------------|
| 公益社団法人山形県畜産協会組織強化事業費補助金 | 4,347,360円 | 2,828,000円 | 協会の組織強化を図るため、総括職員配置経費に対し補助する。 |
| 山形県家畜個体識別等情報活用促進事業費補助金 | 533,899円 | 200,000円 | 消費者等に対して給餌飼料等牛に係る生産情報を提供する事業に対し補助する。 |
| 山形県肉用子牛生産者積立助成金 | 1,197,100円 | 1,197,100円 | 肉用子牛生産者積立金に対し補助する。 |
| 山形県死亡牛BSE検査体制支援事業費補助金 | 11,562,404円 | 10,974,244円 | BSEの全頭検査にあたり、死亡牛一時保冷保管施設の運営経費に対し補助する。 |
| 山形県家畜死体保冷保管施設冷却設備更新事業費補助金 | 10,497,600円 | 10,497,600円 | 山形県家畜死体保冷保管施設の冷却設備の更新事業に対し補助する。 |

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

8 公益財団法人山形県みどり推進機構

監査実施年月日 令和元年11月14日

担当監査委員 小野 幸作

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額 | 基本財産の状況 | 団体の目的 |
|----------------|--|---|
| 1,760,585,303円 | 基本財産の現在額 2,660,619,800円 県の出資割合 66.2% | 緑豊かな生活環境の整備と県土緑化運動の展開を進めるために、緑化事業の推進と緑化思想の高揚を図るとともに、林業担い手の育成・確保を推進し、もって潤いと活力に満ちた県土づくりに寄与する。 |

ロ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

| 管 理 施 設 名 | 平成30年度管理経費等 | 指 定期 間 | 業 務 の 内 容 |
|-----------|-------------|-----------------------------|----------------------|
| 山形県県民の森 | 36,159,950円 | 平成27年4月1日 ～ 令和2年3月31日 | 山形県県民の森の管理及び運営に関する業務 |
| 山形県源流の森 | 43,931,160円 | 平成27年4月1日 ～ 令和2年3月31日 | 山形県源流の森の管理及び運営に関する業務 |

ハ 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

| 補助等の名称 | 補助等対象事業費 | 補助等の金額 | 補助等の目的 |
|-------------------------------|--------------|-------------|---|
| 山形県みどり推進機構 運営費補助金 | 1,876,112円 | 1,161,000円 | 機構の業務運営体制の充実強化を図るため、運営経費に対し補助する。 |
| 山形県合板・製材生産 性強化対策事業費補助 金 | 111,726,000円 | 49,500,000円 | 新たな国際環境の下で、合板・製材・集成材等の木材製品の競争力を高めるため、加工施設の効率化、競争力のある製品への転換、原木供給の低コスト化等を通じた体質強化を図る取組を支援する。 |

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

9 公益財団法人山形県埋蔵文化財センター

監査実施年月日 令和元年11月14日

担当監査委員 小野 幸作

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額 | 基本財産の状況 | 団 体 の 目 的 |
|-------------|--|--|
| 50,000,000円 | 基本財産の現在額 50,000,000円 県の出資割合 100% | 県内における遺跡等埋蔵文化財の調査研究を行い、県民の文化財に関する理解を深めるとともに、文化財保護と地域開発の調和を図り、もって県民の文化生活の向上と地域文化の振興に寄与する。 |

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

10 山形鉄道株式会社

監査実施年月日 令和元年11月14日

担当監査委員 木村 忠三、武田 一夫

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額 | 基本財産の状況 | 団体の目的 |
|--------------|--|----------------|
| 150,000,000円 | 基本財産の現在額 478,450,000円 県の出資割合 31.4% | フラワー長井線の運営を行う。 |

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

11 特定非営利活動法人エコプロ

監査実施年月日 令和元年11月14日

担当監査委員 小野 幸作

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

| 管理施設名 | 平成30年度管理経費等 | 指定期間 | 業務の内容 |
|-----------|-------------|-----------------------------|--------------------------|
| 山形県立自然博物館 | 21,630,000円 | 平成30年4月1日 ～ 令和5年3月31日 | 自然博物館の施設等の維持管理及び運営に関する業務 |

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

12 西蔵王公園施設企業共同体

監査実施年月日 令和元年11月14日

担当監査委員 小野 幸作

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

| 管理施設名 | 平成30年度管理経費等 | 指定期間 | 業務の内容 |
|-------|-------------|-----------------------------|--------------------|
| 西蔵王公園 | 33,750,000円 | 平成28年4月1日 ～ 令和3年3月31日 | 西蔵王公園の管理及び運営に関する業務 |

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

13 みはらしの丘ミュージアムパーク管理運営企業体

監査実施年月日 令和元年11月14日

担当監査委員 木村 忠三、武田 一夫

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

| 管理施設名 | 平成30年度管理経費等 | 指定期間 | 業務の内容 |
|-------------------|-------------|-----------------------------|--------------------------------------|
| 蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク | 31,500,000円 | 平成30年4月1日 ～ 令和5年3月31日 | 蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの施設等の維持管理及び運営に関する業務 |

(2) 監査の結果

イ 注意事項

事業報告書の内容に誤りがあるものがある。

(内容)

事業報告書に記載されている収入の決算額について、計上されていない収入があり、過少に報告していたもの

14 学校法人慶應義塾

監査実施年月日 令和元年11月14日

担当監査委員 木村 忠三、武田 一夫

(1) 監査事項

イ 補助等に係るものの出納その他の事務の執行状況

| 補助等の名称 | 補助等対象事業費 | 補助等の金額 | 補助等の目的 |
|-------------------------|--------------|--------------|---|
| 慶應義塾大学先端生命科学研究所教育研究費補助金 | 700,018,660円 | 350,000,000円 | 先端生命科学研究所の研究教育活動を推進するため、当該研究教育活動に要する経費に対して補助する。 |

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

15 山交バス株式会社

監査実施年月日 令和元年11月14日

担当監査委員 木村 忠三、武田 一夫

(1) 監査事項

イ 補助等に係るものの出納その他の事務の執行状況

| 補助等の名称 | 補助等対象事業費 | 補助等の金額 | 補助等の目的 |
|-----------------------|--------------|-------------|---|
| 山形県地域間幹線系統確保維持費等補助金 | 603,698,635円 | 85,409,000円 | 地域住民の生活に必要なバス路線のうち広域的、幹線的なものの運行維持を図るために要する経費に対し補助する。 |
| 山形県インバウンド受入態勢整備事業費補助金 | 3,070,000円 | 1,000,000円 | 外国人宿泊者数の増加や県内での消費拡大を促進する自発的な取組を誘発することで、県全体の受入態勢レベルの底上げを図るために要する経費に対し補助する。 |

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

16 山形県芸術文化協会

監査実施年月日 令和元年11月14日

担当監査委員 木村 忠三、武田 一夫

(1) 監査事項

イ 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

| 補助等の名称 | 補助等対象事業費 | 補助等の金額 | 補助等の目的 |
|----------------------|-------------|-------------|--|
| 山形県県民文化振興事業費補助金 | 9,844,511円 | 5,625,000円 | 芸術及び文化の振興を図る事業に対し補助する。 |
| 山形県芸文美術館運営費補助金 | 21,952,104円 | 21,952,104円 | 山形県芸文美術館の賃貸借契約に係る事業に対し補助する。 |
| 総合型文化クラブモデル事業費補助金 | 4,003,354円 | 4,000,000円 | 子どもたちが地域の文化を知り、興味を持ち、実際に体験・参加する取組により担い手育成を行うとともに、地域への愛着と誇りの醸成を図るため協会が行う事業に対し補助する。 |
| こども郷土芸能芸術まつり実施事業費補助金 | 1,657,344円 | 1,657,000円 | 子どもたちが地域の伝統芸能や文化芸術に参加・発表する取組により、伝統文化等を次世代に継承し、担い手育成を行うとともに、地域への愛着と誇りを醸成するため協会が行う事業に対し補助する。 |

(2) 監査の結果

イ 注意事項

前回の監査における指導事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

前回監査において、県補助金が当協会の予算決算に計上されていないことから、計上するよう指導された事項について、一部措置又は改善を行っていないもの

17 山形県土地改良事業団体連合会

監査実施年月日 令和元年11月14日

担当 監査委員 木村 忠三、武田 一夫

(1) 監査事項

イ 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

| 補助等の名称 | 補助等対象事業費 | 補助等の金額 | 補助等の目的 |
|--------------------------|--------------|-------------|--|
| 山形県土地改良区体制強化事業費補助金 | 9,308,000円 | 9,308,000円 | 土地改良区の組織運営基盤・事業実施体制の強化を図るため、連合会が行う事業に対し補助する。 |
| 山形県土地改良施設維持管理適正化事業費補助金 | 279,800,000円 | 83,940,000円 | 全国土地改良団体連合会が土地改良施設の整備補修を行う土地改良区等に交付するために造成する資金への県連合会拠出金の拠出経費に対し補助する。 |
| 山形県土地改良負担金償還平準化事業利子補給補助金 | 21,431,028円 | 10,715,577円 | 土地改良事業に係る農家負担の軽減を推進するため、土地改良区等が償還金平準化のために借り入れた資金に係る連合会の利子補給に対し補助する。 |

| | | | |
|----------------------|------------|------------|---|
| 山形県担い手育成支援 事業費補助金 | 2,059,000円 | 1,029,500円 | 担い手への農用地利用集積を積極的 に取り組む地区の農家負担軽減等を図 るため、土地改良区等の償還利息に係 る連合会の一部助成事業に対し補助す る。 |
|----------------------|------------|------------|---|

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

令和2年1月21日印刷 発行所 山形県庁
令和2年1月21日発行 発行人 山形県